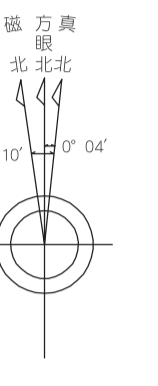


	13	14
23	24	25
34	35	36

行政区画



上図は単に方位、真北、磁北
 方位の関係を表わし、高度の較
 正は必ずしも一致しない。

凡 例	
	工業地域 (200/60)
	工業専用地域 (200/60)
	産業居住地区 (200/60)
特定用途制限地域 ただし、次の区域を除く。 (1) 農耕地区域 (2) 保安林 (3) 農地法第2条2項第1号ロに掲げる農地 又は産業集積地の区域	
	形 態 規 制 30-容積率 50-建ぺい率
	建築基準法22条区域
	臨 港 地 区
	都市計画道路
	都市公園
	都市緑地
	下水処理場・ポンプ場・クリーンセンター

座標系は平成14年度国土交通省告示第9号の
 規定による測位座標系
 投影は横メルカトル投影法
 図影は表示してある座標値はキロメートル単位
 方眼は0.5キロメートル間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル
 平面直角座標値は、世界測地系による。

株式会社パスコ調製

